

入 札 心 得

- 第1 当該入札その他の取扱いについては、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「病院機構」という。）会計規程（平成22年4月1日規程第20号）、病院機構会計規程実施規程（平成22年4月1日規程第21号）、病院機構契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第26号）に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。
- 第2 当該入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、契約書案、納入・設置場所等を熟知のうえ入札すること。
- 第3 入札参加者は、指定の日時・場所に出頭するものとし、遅刻した場合は入札を辞退したものとみなす。
- 第4 入札は、所定の様式により行うものとし、記載内容を訂正しようとするときは、当該訂正個所に代表者印又は代理人印を押印すること。
- 第5 代理人により入札しようとする場合は、その委任状を提出すること。
- 第6 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 入札書又は委任状に記名押印のない入札
 - (4) 入札書の金額に訂正のある入札
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (6) 明らかに連合によると認められる入札
 - (7) 同一条件の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員のした入札。
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- 第7 消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額（契約希望金額から消費税相当額を除いた額）を入札書に記載すること。
- 第8 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 第9 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- 第10 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 第11 契約書は、落札の通知を受けた日から7日以内に提出すること。落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときには、落札はその効力を失うものとする。
- 第12 入札をした者は、入札後、入札心得、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として落札の結果等について異議を申し立てることはできない。